

せいかつ ほ ご て び 生活保護の手引き

「生活保護」は、病気や事故などの理由で国民が生活に困ったときに、
憲法第25条の理念にもとづいて、国が定めた健康で文化的な最低限
度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする
制度です。

せいかつ ほ ご ほう 生活保護法

だい じょう ほうりつ にほんこくけんぽうだい じょう きてい りねん もとづ
第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、
くに せいかつ こんきゅう こくみん たい こんきゅう ていど おう
国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、
ひつよう ほ ご おこな さいてい げんど せいかつ ほしょう
必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その
じりつ じょちょう もくでき
自立を助長することを目的とする。

おか 岡 やま 山 市

生活保護を受けるためには

世帯の全員が協力しあって生活をするための最大の努力をすることが求められます。次のような努力をしてもなお最低生活を維持することが困難な場合に、生活保護を受けることができます。

(1) 能力の活用

家族の中で働く人は、能力に応じて一生懸命働いて収入を得てください。

福祉事務所には、就労支援相談員がおり、就労についての相談を受け付けております。

この制度を十分活用して就労のための努力をしてください。

(2) 資産の活用

世帯員が保有している資産についても最大限に活用して自立のための努力をすることが求められます。そのため、預貯金、生命保険、貴金属、有価証券、自動車、居住に必要でない土地や建物、耕作していない田畠などは、有効に活用（換金、売却など）してください。

特に自動車については使用も原則として認められません。

(3) 扶養義務者からの援助

親・子・兄弟姉妹など親せきから援助を受けることができる場合は、援助を受けてください。

（扶養義務者の援助は、生活保護に優先して行われますが、保護の前提条件ではありません。）

(4) 他法他施策の活用

年金・手当など、他の法律や施策で利用できるものや受けることができるものは、もれなく手続きしてください。

（例）雇用保険、傷病手当金、各種年金、児童扶養手当、児童手当、各種減免制度など

生活保護の仕組みと種類

国が定めている基準によって、あなたの世帯に必要な最低生活費を計算し、それをあなたの世帯のすべての収入と比べて、たりない分だけ生活保護費として支給されます。

最低生活費は、世帯員の年齢や人数などによって異なりますが、衣食などの生活費、家賃・地代などの住宅費、義務教育に必要な教育費などの合計をいいます。

収入とは、あなたの世帯の給料（高校生のアルバイト収入含む）、賞与、農業収入、自営収入、年金・手当、仕送りなどのすべての収入をいいます。ただし、収入を得るための必要経費などは、一定の基準により控除されます。

生活保護は、世帯を単位として適用されます。

次のような場合、基本的に同一世帯とみなされます。

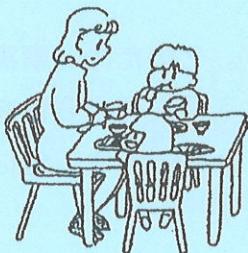
① 単身赴任や出稼ぎをしている場合

② 子が学校のために他の土地に住んでいる場合

③ 病気療養のために病院などに入院している場合

せいかつ ほ ご しゅるい
生活保護の種類

1. 生活扶助



いしょく 衣食など、日常
せいかつ ひつよう 生活に必要な
ひょう 費用

3. 教育扶助



しょう 小・中学校の
がくようひん きゅうしきゅうひ
学用品、給食費
ひょう などの費用

5. 医療扶助



びょうき 病気やけがの
ちりょう ひつよう 治療に必要な
ひょう 費用

7. 生業扶助



せいぎょう 生業、技能修得
ぎのうしうとく こうこう しゅうがく
や高校の就学に
ひつよう ひょう 必要な費用

2. 住宅扶助



やちん 家賃・地代、住宅
ちだい じゅうたく
ほしゅう 補修などに必要な
ひょう 費用

4. 介護扶助



かいご 介護に必要な
ひょう 費用

6. 出産扶助



しゅっさん 出産に必要な
ひょう 費用

8. 葬祭扶助

そうぎ 葬儀・葬祭に必要な費用

※原則として、あなたの収入を、1～8の順番にあてて、不足する分についてのみ保護をう受けられます。

しんせい てつづき 申請の手続

せいかつほ ご しんせい 生活保護を申請するためには、ふくしじむしょそなふくしじむしょ しょるい ひつようじこう きにゅう ていしゅづ
ふくしじむしょ しょくいん せたい せいかつほ ご ひつよう はんだん
しんせいご ふくしじむしょ しょくいん せたい せいかつほ ご ひつよう はんだん
してください。申請後に福祉事務所の職員があなたの世帯に生活保護が必要かどうかの判断
ちょうさ ほうもんめんせつ おこな ちょうさ さい ひつよう おう どういしょ ていしゅづ
をするための調査や訪問面接などを行います。調査の際、必要に応じて同意書を提出してい
ただきます。

せいかつほ ご しんこく ちょうさ ほ ご ひ けつい おこな じじつ
なお、生活保護はあなたの申告をもとに調査や保護費の決定を行います。そのため、事実
こと ないよう しんせい ひつよう ちょうさ きよひ ばあい ふくしじむしょ せいかつほ ご ひつようせい
と異なる内容で申請したり必要な調査を拒否した場合には福祉事務所が生活保護の必要性を
はんだん せいかつほ ご てきよう じじつ こと しんせい しんこく
判断できず、生活保護が適用できないことがあります。また、事実と異なる申請や申告は
ほうりつ しょばつ たいしょ じゅうぶん ちゅううい
法律により処罰の対象となることがありますので、十分に注意してください。

ふくしじむしょ しょざいち たんとうくいき 福祉事務所の所在地と担当区域

ふくしじmuしょ めいしょとう 福祉事務所の名称等		しょかんくいき しょうがっこうくたんい 所管区域(小学校区単位)
北区 きたく ちゅうおう 中央	おかやま し きたく ちゅうおう ふくしじ muしょ 岡山市北区中央福祉事務所 〒700-8546 おかやま し きたく しかた ちょういつちょうめ ばん ごう 岡山市北区鹿田町一丁目1番1号 ☎086-803-1210・1211・1212・ 1214・1252・1253	おかやまちゅうおう せいき こうなん しかた おおもと 岡山中央、清輝、岡南、鹿田、大元、 みの まきいし いしい みかど おおの にし みなん 御野、牧石、石井、三門、大野、西、御南、 りょうなん きび 陵南、吉備
北区 きたく きた 北	おかやま し きたく きたふくしじ muしょ 岡山市北区北福祉事務所 〒700-0071 おかやま し きたく たにまんなりにちょうめ ばん ごう 岡山市北区谷万成二丁目6番33号 ☎086-251-6531	いしま つしま のだに よこい まやかみ しょうない 伊島、津島、野谷、横井、馬屋上、庄内、 かも りざん あしもり けいめい ちゅうざん まやしも 加茂、鯉山、足守、螢明、中山、馬屋下、 ももがおか ひらつ みつ みつ みなみ ごじょう たけば 桃丘、平津、御津、御津南、五城、建部、 たけだ ふくわたり 竹枝、福渡
中区 なかく	おかやま しなかく ふくしじ muしょ 岡山市中区福祉事務所 〒703-8566 おかやま しなかく あかさかほんまち ばん ごう 岡山市中区赤坂本町11番47号 ☎086-901-1231	きょくとう ひらい さんくん うの そうなん そうめい 旭東、平井、三軒、宇野、操南、操明、 きょくそう とみやま さいでん たつのくち はた きょくりゅう 旭操、富山、財田、竜之口、幡多、旭竜、 たかしま 高島
東区 ひがしく	おかやま し ひがしく ふくしじ muしょ 岡山市東区福祉事務所 〒704-8116 おかやま し ひがしく さいだい じ なかに ちょうめ ばん ごう 岡山市東区西大寺中二丁目16番33号 ☎086-944-1822	こづ かち けしこやま まさだ かいせい さいだいじ 古都、可知、芥子山、政田、開成、西大寺、 さいだいじのみみ おがみ とよ たいはく こうじま あさひ 西大寺南、雄神、豊、太伯、幸島、朝日、 おおみや うきた ひらじま みやす つのやま じょうとうだい 大宮、浮田、平島、御休、角山、城東台、 こうさい ちくさ 江西、千種
南区 みなみく 西 にし	おかやま みみなく にしふくしじ muしょ 岡山市南区西福祉事務所 〒701-0205 おかやま みみなく せのお ばんち 岡山市南区妹尾880番地1 ☎086-281-9620	せのお みしま ふくだ こうじょ そね ひがしうね 妹尾、箕島、福田、興除、曾根、東嶽、 だいいちふじた だいに ふじた だいさんふじた なださき 第一藤田、第二藤田、第三藤田、灘崎、 ななく ひこさき 七区、彦崎
南区 みなみく 南 みなみ	おかやま みみなく みみなみふくしじ muしょ 岡山市南区南福祉事務所 〒702-8021 おかやま みみなく ふくだ ばんち 岡山市南区福田690番地1 ☎086-230-0322	ふくはま ひらふく ほうせん こううら こくし うらやす 福浜、平福、芳泉、甲浦、小串、浦安、 ふくしま なんき よしだ ほうめい 福島、南輝、芳田、芳明